

【4 釈文】糸真綿貫目改所廃止触拜見証文（天明元年）

（表紙）

「 天明元年丑九月

（反力）

諸端物・糸・真綿貫目改料御相止ニ付御触書惣百姓拜見証文

先達而、武州・上州村々より織出し候諸反物并

糸・真綿端数貫目改所、三ヶ年之間差免候ニ付、

諸国買人共改料可ニ差出一旨相触候処、品々差

障之儀有レ之ニ付、右改所相止候間、織元村々并

諸国買人共、是迄之通無レ滞売買可レ致候

八月

右之通江戸町々国々、御料・私領在町共不レ洩

様、早々可レ触者也

右之通可レ被ニ相触一候

右之通御書付出候ニ付、写相廻し候条、得ニ其意一

小前末々ニ至迄不レ洩様可ニ申聞一候、此廻状村下ニ

令ニ請印一、早々順達、留村より可ニ相返一もの也

丑（前沢）

八月 前 藤十郎

右御触書之趣、承知仕奉レ畏候

七右衛門 印

天明元年丑九月

源左衛門後家 印

清右衛門 印

小左衛門 印

弥右衛門 印

孫左衛門後家 印

市左衛門 印

文 七 印

栄 助 印

伝 蔵 印

六左衛門 印

伝八後家 印

忠右衛門 印

伊之八 印

善左衛門 印

伊右衛門 印

勘右衛門 印

勘兵衛 印

権兵衛 印

新 蔵 印

次兵衛 印

清左衛門後家 印

六兵衛 印

宇兵衛 印

三十郎 印

孫兵衛 印

喜兵衛 印

次郎八 印

仙 蔵 印

仁右衛門 印

甚右衛門 印

藤右衛門 印

源右衛門 印

与 八 印

喜 助 印

権四郎 印

甚兵衛 印

（以下、二六二名省略）

【4 読み下し文】

(表紙)

「 天明元年丑九月

(反カ)

諸端物(たんもの)糸・真綿貫目(かんめ)改め料御相止め付御触れ書
惣百姓拜見証文

先達(せんだつ)て、武州・上州村々より織り出し候諸反物並び
糸・真綿端数貫目改め所、三か年の間差し免(ゆる)し候に付、
諸国買人共改め料差し出すべき旨相触れ候処、品々差し
障(さわ)りの儀これ有るに付、右改め所相止め候間、織り元村々並び
諸国買人共、是迄(これまで)の通り滞り無く売買致すべく候

八月

右の通り江戸町々国々、御料・私領在町(ざいまち)共洩(も)れざる
様、早々触れるべき者也(ものなり)

右の通り相触れらるべく候

右の通り御書付出し候に付、写し相廻し候条、其(そ)の意を得

小前(こまえ)末々に至る迄洩れざる様申し聞くべく候、此の廻状村下に
請け印せしめ、早々順達、留(とま)り村より相返すべきもの也

丑 (前沢)

八月 前 藤十郎

右御触れ書の趣(おもむき)、承知仕り畏(かしこ)み奉り候

(一七八一)

天明元年丑九月

孫左衛門後家印	小右衛門印	七右衛門印
文七印	庄兵衛印	源左衛門後家印
伝蔵印	作兵衛印	清右衛門印
伝八後家印	庄三郎印	小左衛門印
伊之八印	仁助印	弥右衛門印
伊右衛門印	市郎兵衛印	市左衛門印
勘兵衛印	勘左衛門印	栄助印
新蔵印	市右衛門印	六左衛門印
		忠右衛門印
		善左衛門印
		勘右衛門印
		権兵衛印
		次兵衛印

清左衛門後家印	甚左衛門印	六兵衛印
宇兵衛印	久蔵印	三十郎印
孫兵衛印	治右衛門印	喜兵衛印
次郎八印	文右衛門印	仙蔵印
仁右衛門印	友七印	甚右衛門印
藤右衛門印	利七印	源右衛門印
与八印	長助印	喜助印
権四郎印	五郎右衛門印	甚兵衛印

(以下、二六二名省略)